

第3節 行政訴訟事件の概要

1 概況

全労委が交付した命令に対し、令和2年中に新たに地裁に行政訴訟が提起されたものは14件で、このうち、都道府県労委が交付した初審命令に対するものは8件（労働者側提起2件、使用者側提起6件）、また、中労委が交付した再審査命令に対するものは6件（労働者側提起2件、使用者側提起4件）である。

その結果、前年からの繰越しを含めた係属件数の総数は54件で、このうち都道府県労委関係は24件（地裁14件、高裁5件、上告提起2件、上告受理申立て3件）、中労委関係は30件（地裁19件、高裁4件、上告提起3件、上告受理申立て4件）である。

また、終結件数の総数は24件である。このうち都道府県労委関係事件は12件で、終結区分別にみると、判決・決定が10件（地裁1件、高裁4件、上告2件、上告受理申立て3件）、取下・和解が2件である。一方、中労委関係事件は12件で、終結区分別にみると、判決・決定が10件（地裁4件、高裁3件、上告1件、上告受理申立て2件）、取下・和解が2件である（第17表及び巻末統計表第10-1表参照）。

第17表 行政訴訟新規提起状況

（単位：件）

年		28	29	30	元	2
都道府県労委	労働者側提起	1	2	1	1	2
	使用者側提起	7	13	7	5	6
	計	8	15	8	6	8
中労委	労働者側提起	1	5	1	6	2
	使用者側提起	9	11	4	6	4
	計	10	16	5	12	6
計	労働者側提起	2	7	2	7	4
	使用者側提起	16	24	11	11	10
	計	18	31	13	18	14

判決・決定事件は、次のとおりである。

地裁

番号	区分	事件名	労委名	裁判所名	事件番号	提起者	結果	判決・決定年月日
1		アート警備	中労委	東京	31(行ウ)92	使	棄却	R2.1.30
2		関西宇部	中労委	東京	元(行ウ)237	労	棄却	R2.3.23
3	●	山形大学	山形	山形	31(行ウ)2	使	全部取消	R2.5.26
4		長澤運輸	中労委	東京	元(行ウ)444	使	棄却	R2.6.4
5		神奈川歯科大学	中労委	東京	元(行ウ)238	使	棄却	R2.6.26

高裁

番号	区分	事件名	労委名	裁判所名	事件番号	提起者	結果	判決・決定年月日
6	◎	明治	中労委	東京	31(行コ)6	個	棄却	R2.1.30
7	☆	高槻市	大阪	大阪	31(行コ)53	委	全部取消	R2.2.14
8		サンブラザ	大阪	大阪	元(行コ)170	使	棄却	R2.5.28
9		国際基督教大学	中労委	東京	2(行コ)13	労	棄却	R2.6.10
10		札幌明啓院	北海道	札幌	元(行コ)23	使	棄却	R2.6.18
11		アルファクラブ株式会社外1社	福島	仙台	2(行コ)1	使	棄却	R2.7.29
12*		アート警備	中労委	東京	2(行コ)41	使	棄却	R2.8.20

最高裁

番号	区分	事件名	労委名	裁判所名	事件番号	提起者	結果	判決・決定年月日
13		大乗淑徳学園	中労委	最高裁	2(行ヒ)19	使	不受理	R2.3.11
14		西日本旅客鉄道	広島	最高裁	2(行ツ)48	労	棄却	R2.3.24
15		九州商船	長崎	最高裁	2(行ツ)53 2(行ヒ)45	使	棄却 不受理	R2.7.21
16*	◎	明治	中労委	最高裁	2(行ツ)147 2(行ヒ)159	個	棄却 不受理	R2.10.15
17*		札幌明啓院	北海道	最高裁	2(行ヒ)240	使	不受理	R2.10.27
18*	☆	高槻市	大阪	最高裁	2(行ヒ)172	使	不受理	R2.11.19

(注)

- 番号に*を付した事件は、「2 判決の概要」の同一年内の下級審において一括説明したものを示す。
- 区分に付記した記号は、以下のとおり。
 - ◎ 中労委の「主な命令」に係る事件を示す。
 - 労働委員会命令が全部取消された事件、又は全部取消した下級審判決が上級審において維持された事件を示す。
 - ▲ 労働委員会命令が一部取消された事件、又は一部取消した下級審判決が上級審において維持された事件を示す。
 - ☆ 労働委員会命令が取り消された後、当該下級審判決が上級審において取消ないし破棄自判により、労働委員会命令が支持された事件を示す。